料金別納郵便

「アイ・エー経営者通信」送付のご案内

軽暑の候、貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引立て を賜り厚くお礼申し上げます。今月も「アイ・エー経営者通信」をお届けします。

TikTok

アメリカで TikTok について、収集したユーザーデータが中国政府の手に渡ることを懸念して、事業売却か利用禁止のいずれかを迫る法案が成立しました。これを受け、運営する中国企業バイトダンス社は、そのような心配は不要で、違憲な法律だとして法廷で争う構えを示しました。一方、フランスとスペインでは、アプリの利用時間などに応じてユーザーに報酬を支払う TikTok Lite の報酬プログラムについて、一時停止としました。EU では、この機能は特に子どもに対して有毒で中毒性があるとし、対策が講じられない限り禁止するとしています。

Facebook · Instagram

実業家の前澤友作氏が、フェイスブックやインスタグラムで横行している著名人を使った詐欺広告問題について、運営するメタ社にあらためて改善を要求しました。アプリ上で著名人の顔写真などを使い、あたかも本人が認証しているかのように装った投資関連などの詐欺広告が多発し大きな問題になっている件に対し「詐欺広告がなくなるよう措置を講じます」としながら、「いろいろやるけど全ての詐欺広告を無くすのは無理だから理解して」というメタ社の回答を公表し、開き直りと指摘しました。

増収増益

バイトダンス社の年間利益、2022 年は約 54%の増益、2023 年には約 60%の増益と みられています。利払い・税引き・減価償却前利益は、400 億ドル(約 6 兆 700 億 円)余りに急増。22 年は約 250 億ドルでした。年間売上高も 800 億ドルから 1200 億ドル近くに増えたとみられ、企業価値が世界で最も高く評価されています。また、 米メタ社が 24 日発表した 2024 年 1~3 月期決算は、売上高が前年同期比 27%増の 364 億 5500 万ドル(約 5 兆 6600 億円)、純利益が約 2.2 倍の 123 億 6900 万ドル とし、4 四半期連続で増収増益となりました。

問題?解決?

新しい仕組みには新しい問題が付きものです。途方もない売上や利益をたたき出す新興大企業が、社会に存続するための過程で、社会的責任と利益追求のバランスをどうしていくのか?日本ではどうなるのか? では今月もよろしくお願い申し上げます。

~トピックス~

744 の消滅可能性都市!というショッキングな発表がありました。2050年までの30年の間に20~39 才の女性の減り方を分析して分類したそうです。

全体で 1729 のうち約4割超にあたる 744 の自治体が消滅する可能性があるとのことですが、10 年前は896 だったので、150 ぐらいがなくならずに済むようになった?

これに対し自立持続可能性が高い 都市が 65 しかなく、さらに人口流入 が多いものの出生率の低いブラック ホール型なるものが 25。 どちらにも 該当しない 895 の都市が最多数。

女性がいなければ子供は生まれないのは当然ですが、女性だけいれば子供ができるのか? 結婚のメリットが感じられないという男性が増えているそうで、男性会員数が圧倒的に減って運営が困難になってきている結婚相談所もあるそうです。

性別や年齢を問わず、生活の不安がなく安心して生活できる、地域の特性に合った住みやすい社会を作ることがゴールだとしたら、何が必要なのでしょうか? 一時金のような場当たり的なものではないと思うのですが。お金に関する不安が強すぎて、個人と社会のニーズが異なってきているように感じます。(浅井)



クレマチス

◆ 5月の税務と労務 (皐月) MAY 3日・憲法記念日 4日・みどりの日 5日・こどもの日 5月10日 国 税/4月分源泉所得税の納付 6日・振替休日 国 税/3月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 金 a 一火一 木 5月31日 2 1 3 4 国 税/9月決算法人の中間申告 5月31日 5 6 7 8 9 10 11 国 税/6月、9月、12月決算法人の消費税等の 13 14 15 16 17 12 18 中間申告(年3回の場合) 5月31日 19 20 21 22 23 24 25 国 税/個人事業者の消費税等の中間申告 26 27 28 29 30 31 (年3回の場合) 5月31日

5月15日

納付

国 税/確定申告税額の延納届出による延納税額の

国 税/特別農業所得者の承認申請

力士の収入 5月は年間6場所行われる大相撲の夏場所が東京・両国国技館で開催され ます。昔から「土俵には金が埋まっている」と言われる世界ですが、力士の収入に係る所 得区分は、給料は「給与所得」、優勝賞金及び殊勲賞・敢闘賞・技能賞の三賞は「一時所得」、 懸賞金は「事業所得」とされています。

5月31日 地方税/自動車税・鉱区税の納付

都道府県の条例で定める日

業務の見直し 目される RPA とは

理業務の 見直 の 必 要

ること 務管 と が 生 てきています。 まり 化 理 が が多く作 人手を必 費負担を減らすには合理 0) 仕 事は、 属 0) 化 作業の標準なるれに対しています。 要とし 事 は 定型 械 よって完成 化 なくなっ 十化・機 -で考え れして事 上がされ

> 業の門 行うことです。 取 公務が円5 がり 生 は 産部 本来果たすべき役割は現場 避 け う べきです。 で通 滑に促進され 門 管理の根本的 短 や営業担当者 的 ま な せ 事 ん。 想 務管理 な改革 る 支 E で は 対 員 部に を な縮

には、 を考えてみましょう。そこで、事務管理業務 ります。 以 下 'n 2つのプ 口 務 合理合 が化理

業務 の 再構

(1)

しなおし、たいなおし、ないなおし、ないなおし、からの慣れる。 なおし、不必要な業務は切は必要かどうか必ずチェッ てて業務 からの慣行で行われているも 要なもの 事 なおし 務管理 業務 業務 を再構築します。 に分けましょう 本当に必要なもの のは築 すべてを 何 とすべ き ク 過 ع ŋ 度 で

② 捨 効率 化

ム告担化事仕 事 事だけが残ら 未務の再構な ・ズな流 管理 図 りま め たり、 業務全体からみた効率 眀 ず。 れとなります。 b, :築によって必 例えば、 することが 残 示・命 なった仕事をよって必要な [『]令・報 業務分 ス

> 的査の個個 に見 分析 別別 直 がどうなっているかを調 してい 7 0) きます 化 なやり方を根 を 図 その業務 ŋ Í す。

書きで説明したマニュアルが求に遂行するにはイラストや箇条に遂行するにはイラストや箇条すいですし、ある手順を具体的す。業務全体の流れを掴むにはす。業務全体の流れを掴むには できまれい できれいが 選び できれいが 理ない できれいが 理ない かいま ことがご こたば、 「採用することが良いでしょう。」 固定化せず狙いに応じた形式。一律にマニュアル さればこれを防止することがなりがちですが、マニュアルの発管理業務は個人のノウハウ めに 業務全体のは この 業務 適 **素務全体の流れを切り、水作成には工夫がにマニュアル化しま** な業務 が標準化され 手順を見える ト形式がわかり、流れを掴むには、まが必要、 手 順を確 共 ま 形 ず。 にす 有 でき す

革れ また、 る必要があ 械 ょす。「RPA化」とも呼メーション)が注目を集め 、業務の効率化を可能となります。 向上 いうことも ります。 一刻と変化する中上など企業を取りります。働き方改 ック・プロセス・ 視 を考える 祝野に入

を抽

るば れ、 か、詳しくみて どの ような効果が いきましょう。 得 5

RPAにできること

的 務に人的 です。 ず発生します。 定型的 なルーティン の効率化 ζ Ó を考える上 ような業 は 業 非 務 効 は

です。 RPA を手順をシナリナ するソフト コンやサーバ な業務を自動化し人はコア業す。 RPAを活用すれば定型録した業務を繰り返す仕組み順をシナリオとして覚えさせ順をシオリオとして覚えさせ、人が行っている業務の作業 1 ・ウエア です。 近 バ にイ 入 型の R P が 進 ス Α N 口 \(\bar{\}\) ボ は で ッ パい トル ソる

務 R R P 専業 在以 品庫 下の 行え で監 になると自 リスクの えます。在庫切れによる販なると自動的に発注処理を監視し在庫が一定水準以下の在庫状況をリアルタイム 会の損 理 ようなも A 念できます。 K • • RPAを活用 向 火失を防 11 7 があ W 繋がります。 夕 ぎ過剰な在 る Ź 用 ŋ 管理 して ´ます。 Ż カー は 商

計 す る 入力ミスを削減し効率化が図 コスト 0) RPAで自動化すれば時間とiシステムへのデータ移行をっ。注文管理システムから会 単 処理など手順 プ 納 ロセスを効率 を データから自 純 化 埋など手順が決まる附品管理:請求書の が大幅に節約できます。こて自動化すれば時間と こすることが一次業や休暇取得 行ったり休暇申請ータから自動的に な定 秵 空業務は得意で順が決まってい 化できます ロや経費 で 給 0) 。承与

RPAでできないこと

こがAI(人工 ところです。 行動することはできません。そ ように処理すべきか自ら考えてギュラーな事象に対してはどの 順どおりに作業しますが、イレRPAは事前に設定された手 知能)と異 人なる

がフ 、ンを入力した場合→エラーi識しないところへ全角ハイデータ入力で半角数字しか 者にアラートが出る レ ギュラーな事象が発 こりストップ→ RP 生 A A 担 し

> えば、気できない ます。 発生する。 変化 判 断 こない可能性である場合である。また、 定 す の内 容 が要 心は人の が が 類繁に 対応 あ

> > 9

R P A のメリット

- 人が作業するよけられます。 ソフトウエ 24時間 ア型 3 6 5 0) 日 口 働 ボ ・ツト き 続
- ム化することで生産性 業務量をこなせます。 します。 より 倍 はが向上 システの
- ります。 ス へがなく業務品 ビューマンエコ マンエラー **呵質の改善になっている** な 3

バー」、つまり、知的労働者」や一 としてその存在価値が ア今 労働者」や「デジタルロボットの域を超え「 や R P A は単 価値が増してい、一人の労働者 -なる えソ ラルレイ へ「仮想 フフトウ

RPAのデメリット

1 ルに合致しないデー 例外的なルールに弱 - タい・・ ル 入

た場

0)

手で作業するか、

入す 費百能 角 導 しまう可 万 用対効果を測ったうえで導導入コストがかかる:高機はまう可能性があります。とまう可能性があります。というがある。 な **/べきで、** す。

導入する効果は?

せん。 R 手万人に P 不人と A 足 2 務 万人を下回りあらゆる業界で齢人口(15~65歳)は500には1億人を割り込み、生産日本の総人口は2050年 の作業時間を大幅に削 A 導入によれが深刻化、 より していきます。 事務 脱減でき 管 理 で人 0 産 年 業 0 年 代

ŋ 労 働 非 効率な業務 働き方改革の実現に貢 や休日出勤 が原因 の是正にもたが原因の長時間 献 な間 で

RPA はどこまですべき?

あ るかです。 コストに見合ったリターンが RPA導入のコ ス

コストに見合うかを エラーの減 約年投 員シ 投資は高いステム きるか計算し、 問 できる 費 額 **减少に繋がるなど導入か計算し、時間節約やれだけの労働時間を節** に 用 なども スタ なりがちです。 マの 評 含ま イ 価 言する必 n 初親業 用 1

課題になる場合や長期的なメン 要があり、 きです なる場合には、再検討す的なメンテナンス費用がト回収が見込めない場合

ります。

すことが必要です。 環境が変わればやり方も変わっ 現状の業務のやり方 化されてもます。現状の業務のやり方 りませ P ^{坂境が変わり} れば終わ 務管理 ん。 合理化 りというもの によって最適 化 ではあ は 度

しまわない がいつの間にか慣習になって引す。合理的でない方法でもそれな組織や業務手順を維持できまる理化を継続してこそ効率的 Mがれていくうちいつの間にか慣習のでないま ように気を付 くうちに定着して けましょ

にすのグル が利し、 な ま ないように ŋ ます 意改 外 正で創設に人税制に入税制し 0 と多く きし で、 についてもグルスより一体が 制 制度の内容を紹 くの法人が対象 おれた制度で との法人が対象 がありま ź ル対的 す 1 しに

|配関係とは | |

0)

者

が

個

0)

場合▼▼

V

Ť

相間又完有ののま関配 互のは、全の完、支 する す。 全者 係関グ 主部を直接 係ル が発行済株式を保(100%に 元全支配 配の関係 ② 配 1 ゔ 以下、 一接も の関 法 者と 関係 K」といいま下、「当事が 下、「当事が 税 スもしくは、 スが対象に スが対象に カラループ の 問 い があ 12

> 」 () と直接 () と直接 () と直接 () が がと あE 0 法社が有社 0 人 あし 関 社Fでを 持ち合 す。 と社 図 めります。 りてが 1 まい Bの があります。 社 ح ります。相互に株式の社との間に完全支配関の保有しているので、C(D社)が E社の株式ないは接完全支配関係がない 例 社とのだ 3の場 す。 いしている場 る社例 ので株 1 だけ がE 社の 全支配関 で、 例 で ^②合、F 式 では 式を 1 b 完全 なく、 一合も 支配 0 0) と G 0) が式を 0 一関C 支 同 % 関 () () () () ()() () () () ()() () () () ()() () () ()() () () ()() () ()() () ()() () ()() () ()() () ()() () ()() () ()() (様部係社 1 る



場のあ

ŋ

ま 社

ます。 と L

例

5

親に関

株主がなのように

の族K係

と J 0 父

0)

間

に完全支配

会の社が社1者

0

%保

| | 本有している場合、 | 社と J社の株式

が

Ι

社とJ社の株式例4のように、

式

をの

I ,

図

 $\frac{1}{2}$

例

4ます!

(表1参照)

0

八を含み

そ

の主者

特の人

殊族の場

関や合

用

係に 使

あ 人 そ

るな 0

が

個 人

者と

性砕の関係

20	「小人へへ」大小		
1	株主等の親族 内の姻族)	(6親等内の血族、	配偶者及び3親等
	株主等と婚姻の	D届出をしていない	いが、事実上婚姻関

係と同様の事情にある者 株主等(個人である株主等に限る。④において同じ) (3) の使用人

①から③に掲げる者以外の者で、株主等から受ける 金銭その他の資産によって生計を維持している者

②から④に掲げる者と生計を一にするこれらの者の 親族

> を 1 うに

0

0

と%で N保M

社有社

有

じて 親

いなくても、

子

(5)

は社一P

0)

に

なるため、

0

社

(乙又ア

丙・丁が

との

間

同

0)

による完全支配

が

なります。

係があ

りません

が、

0

O者になり、 O 社につい とは親族関

P社については乙・ては甲・乙・丙が一の

ります。

があり、

0

社

の株

(丁) とは

グループ法人税制▼▼▼▼▼ Ť Ť

法人税制といい適用されます。 引については、様完全支配関係があ れます。 います。 これ様 你々な制 る会社 を グ ル 度がの Ì プ

は、譲渡損益は繰り延一定の資産を売買し完全支配関係がある れ 固て渡資 定い損 ます。 売買した場合に 対 延べ る 2 象となる資 卸 ること 産 社 たる 間 で

ることに

なり

まりの

0 %

で、保

社て

関Kし

有

0)

式

を

1

社

との

間

に完全・

支

配

係

が EV

ります。

人

/ が 1

社

0)

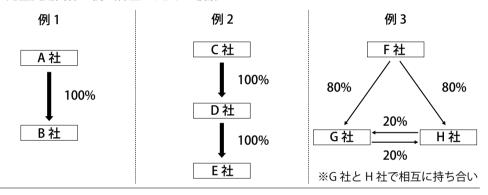
株

式

が対なび銭あ事たにがけ入るがあい一億る業、た益た 必象い一債る業 引は銭有配以 当含債す関後

注金ま権る係開 こ全をにてたで関税れ寄寄の度しす れ 0 券延土意のれ及金が始まと額受算は場寄係制ま附附額額たる通ま 0 や資地 和常、法人間で寄附金に該通常、法人間で寄附金に該当する取引があった場合、寄附を受けた法人については損金算入されません。一方とになっています。しかし、グループ法とになっています。しかし、グループ法がある法人については、今間では、寄附金の額に算入されません。一方、寄附金に該当する取引がある法人間(例の1~2を銭債権は、個別評価金銭債権は、個別評価金銭債権は、とになっています。 ます。 万譲産 円渡で有 未直す価 満前が証 のの、券 も帳売 の簿買金 な価目銭 ど額的債 はが有権 除 1 価 か 0 証 繰

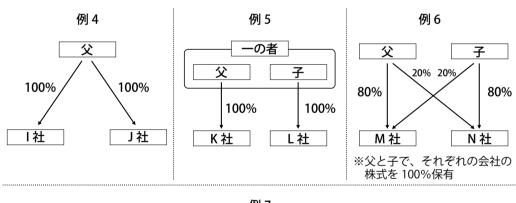
図1 完全支配関係の例(株主が法人の場合)

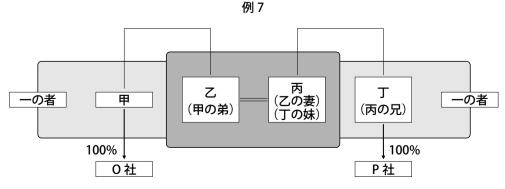


(

なそ寄のつあ

図 2 完全支配関係の例(株主が個人の場合)





共

け

事 し事 れる 別解 れる 別解 進 で 者 行 理 注 に れまで行むる「合理: 業者は努力義務 に関 を 政機関等は義務とされ、行的配慮の提供」は、こ 令和 理 以する法 配に 由 6年4 により とする 定めらい。 とされてい 月 1 差 障 别 は、こ 『害者差別の解消 日 n 7 か ら ま $\epsilon \sqrt{}$

7

今業

プ回は、日本者も義な 止は、

同務

法

の概 され

合

が理

」として事

化

れました。 概要と「

障 害 差 別 解 消 法 ഗ 概

害を理由 ることにより、 い者と不当な差 年4月1 益を侵害しては などに求 人格と個 、生する社 います。 障 隔 民 障 | 害を理 てら が、 害者 ことするが り、章字で理由として障害者でな理由として障害者でな 性 n 会の を尊 ること の解 紀行された 差 ならな 障 実 重 有 左別の解消を表現に向け、 害者 工し合 無 法 į によ の解消を推 はました。 いながら 0) 11 とされる権利利 平 成 28 相互 いって 全 業者 7 13 障 分 0)

など、 所・ そ る」という事だけ 政機 よう 各 玉 る人 種機 いをすることにより、 れらを提供 • 企 機関等は、都道府県 にしなけれ 時間帯等を制限したりする 業 を不利に扱うことのない 障害のない人と異なる取 会の提供 や店舗 県・ いするに当たり場 市町村が な 扱ば を で財・サービス、 いの具 なりませ 拒 0) 否したり、 障害があ などの行 事 障害 体 業 ん。 0

> げ を 対応しない る」などが該当します 理 7 屋探しの際 由に、一律に接遇の けの は、 れ 物件 」、「障害が はな P い」と言 店を 障害のある 助 あ 質を ること 断 者 るが ロって - V

ある」(「不当な差別的取扱い」言える場合は、「正当な理由が「目的に照らしてやすって 下に行っ b 目的に照らしてやむを得ないと下に行われたものであり、そのが、客観的に見て正当な目的のが、客観的に見て正当な目的のが、客観のであり、そののである人に対する が障 には該当しない)とされること あります。

等の事務・事業者、第三記事業者の防止の時の事務・事業者、第三記 客観 的場面 す 機 能 正 の維 当な理由に 的 **画や状況に応じて総合的・の維持等の観点から、具体事務・事業の目的・内容・** 一の防止等)、 に 第三者の権利利益 判 断 事案ごとに障害者、 財産の保 する必要があ 機能 相当するか否 や、 の維 行 全、 内容 政機関流持、損害、事業 持、 具体 例: ŋ • か

合 る人の の配慮の配慮 の慮 「社会の中にあるの提供とは、障害の提供

0)

あ

á

的重行 と 除バ 生すぎな リア くために 機 関等 思 社 い範囲で必 が伝えられたときに、 何ら 障 壁 対 要かつ合理 が、負担が ***** 心応が必 を 取

※可理的検相のは、 的 能性もあり 討することが重要です(対話を一方的に拒むことは合 配 会的 慮 の提供義務点の提供義務点 必要です)。 違 反となる 建設

れていき、制度の他一切のもの リア」と表記されることがあり、 いては、この障壁のことを「バ 閣 障壁となるような社会におけ 活又は社会生活を営む上 た、「バリアフリー」とは、 府 ています (同法第2条)。 障害がある者にとって の除去を表しています。 等が公開する資料等にお 度、 0) をいう。」とさ 慣 行、 観 念そ H 内 で

合理 的 配 慮 ൱ 例 な

①、過重な負担の考え方(後述)つ、過重な負担の考え方(後述)つ、過重な負担の考え方(後述)つ、過重な負担の考え方(後述)つ、過重な負担の考え方(後述)つ、過重な負担の考え方(後述)つ、過重な負担の考え方(後述)つ、過重な負担の考え方(後述)つ、過重な負担の考え方(後述) 応要対置につ障のでがか話の掲、害手なっに選げ過去段。 害者 体 多 双及び方法に 受様かつ個別な 社会的障壁の除去が 本 か面壁配 人 0 障個状除は 意 向っ にが障 0 . を尊 いて、 去の 重 て異 ϵ_{V} ら特 \$ ー し 当 該 め た め のな

く <u> 一</u>

必要な調整

を行うことな

- 所に 車合 などの を行うこと 陳帯椅理 子的 ス ક 口利配 れた商品慮の例 物 **物理的環境に係るれた商品を取ってープを渡す、高いープを渡す、高い**
- 彐 用 ŀ ユニケー よる み上 シ か仮 'n 3 ン やす 一げ、 ミュ 写真、イ ボ ルードの 手話、 手話、コ 11 表現 ラ

慣器 疎 使 のの障 行 特の不用 の係 移が単軟のや特 る 許可 必性 要 応を行うこと す などの なデジ た休休 ルール・ タル 機時 思

- 行うこと 所 の店 か困難な障害者に対甲独移動や商品の場軒な変更を行うこと 動 数と買物の難な障が 0 古者に対る品の場
- **(2)** ・ 試験を受ける際に該当すると考さ 認めた前に、デジャ を難な、 なため た前例がないことを理デジタル機器の持込み め る申 デジタル 出 が 際 提供 に供義務違反 たられる例 あった場合 あった場合 あった場合 機
- して支援 た場 体的な支援の可能性を検討せる」という抽象的な理由で具た場合に、「何かあったら困して支援を求める申出があったら困して有に対応を断ること ること
- ナ書 011 よく見 ミナーに ス おいて、 ク す 1] í > での 定 や根視して 出

(3) な せ座 とず席 いに確

・ 飲食店に・ 飲食店が当該・ での提供・ での提供 との観 点

た場合に、 対面での個 が難 を 行 をの業 目応も 水の 目合で あ オンライ 的を 有可 には内 個別指導を求めらい、当該対応はそのに、当該対応はそのに、当該対応はそのにないため、ことする人的体制・ことの事務・ 断 し 能 及ば、 に しいり集団 る ・ン講座 かお な `本質的 当該 (観点) 設 業 の対備 な

> て店のを 商員た求 の負る観担旨 おり、からいから 点 入 を買準物 (的・体制上の制約)案すること (過重な 添れ がいはでいない。 備することができ できな を書き留め 混 W が、時

過重な負担 の基本的な考え 方

慮し、事 とが必要です。 7 総合 関 事 等及 重 的具 1的・客観な具体的場で 及び立 事担 観場に業に 四や状況に応じいの要素等を考 に 判 お 7 断 て、 す るこ 個政

口 (事務・事業の日本) 頃なうか否か) 事業の目的・内 内の • 体物 容 程 制理 度

措を場者 通 て相 b 互な 9含めた対応をそれ理解を図り、4 五理解を お互い事業規模 お互い事 選別り、は建設的は異常者と関 ます 元 代対 が 替話 立 害

って買 , ら店

員に

賃上げ率を見る際のポイント

賃上げ率は、定期昇給とベア等を含む数字を指します。

このうち、定期昇給とは、労働者の年齢や勤続年数に応じて賃金が毎年自動的に引き上げられていく仕組みであり、年功序列型の賃金体系を採用している多くの日本企業において一般的な制度となっています。これに対し、ベアとは労働者の賃金表全体を修正し基本給を底上げする「ベースアップ」を指します。

中小企業で労働組合がない場合には、経営者(企業)が賃金や労働時間などの労働 条件を全て決定することが多いかと思われます。その際には3つのポイントがあります。

(1) 定期昇給だけでなくベアが実施されるか?

ベアは一度引き上げてしまうとその後企業が業績悪化した場合でも、なかなか引き

下げることができないため、多くの中小企業では業績が明確に改善した場合でもベアではなく、まず賞与を引き上げることによって労働者の処遇改善を行う傾向がみられます。

(2) 5%の賃上げ率の水準は交渉戦術であり実際の賃上げ率はどうか

昨年の平均賃上げ率は30年ぶりに3%後半の高水準となりました。しかし、物価上昇率をカバーするまでには至っていません。賃金の上昇が物価上昇に打ち勝ち景気の好循環を実現できるか注目です。

(3) 5%の賃上げ率のうちベア分はどれぐらいか

大手の場合、賃上げ率のうちベアは3%程度としていますが実際のベアは2%前後の水準にとどまっています。人手不足の中、中小企業でも、人材を確保するには基本給を上げるベアを上昇させる必要があります。物価上昇を起点に企業が賃上げする動きが強いものとなれば中小企業も含めた日本経済の復活に繋がるでしょう。

のんびりするだけでは疲

れ

は

取

れ

な

い

<u>?</u>]

遺贈寄付

遺贈寄付をご存じですか。

遺贈寄付とは、「遺産の一部を非営利団 体等へ寄付する」ことで近年、人生最期の 社会貢献として注目を集めています。

寄付の方法としては、「遺言による寄付」、「生命保険・信託など契約による寄付」、「相続財産による寄付」の大きく3種類に分けられます。相続人が誰もいない人の遺産は、相続財産清算人による手続きを経て国庫に帰属しますので、せっかくなら寄付したいと考える人が増えています。

しかし、実際は遺言書作成のハードルが高く、遺贈寄付に興味がありながら行動に至らないのが現状です。資金を若い世代や公益活動に移転させる方法の一つとして遺贈寄付の果たす役割は大きく、「おひとりさま」が今後ますます増えると選択肢としてその存在は欠かせません。遺言書作成のハードルを下げ遺言自体の普及が重要です。

を取るために布団にり、外に出ず1ロスり、外に出ず1ロスの取り方です。はかちですが、これのの部分が硬くない。はいまれている場合を取るために布団といる。はいいます。はいいます。 のゆク息が十たれと こいうことはなっているのは です。特にデスクワー、これは間違った休をとっていると考え出ず1日を過ごすと あに がだけ 、なっ り疲日 合は まれ 寸 で せ が でずっと 体 ん取口 るの ため あら ħ 寝疲い

中もぎ排は多で出 をの心レ 取 中はスマホヤも多いです。 が出を促して血行をして血行を カオスストー ~をあ しとな キングなどの きます。 いうなの を休 を 。 労 が が まり ち歩 クテ たま 上げ ま 休は スマホのも 息方法 疲のず イブ か って ず 物質 Ó レい い分運程 です。 る方 見の理を スト